既明古石について

第4回 親権の在り方専門委員会

平成22年7月27日

資料4

厚労省からの質問事項について

平成22年7月20日 全国里親会

意見を述べる前提として、次の点を踏まえさせて頂きたく思います。

- 1 里親といっても様々です。実親の状況によって里親としての対応が分かれるので、
 - 一括りで論じるのは現実的でないと考えます。
 - ①早い段階で、養育できないと実親が決めている場合
 - ②縁組が適当と認められていても、縁組承諾の書面が整えられない場合
 - ③虐待など実親の負の影響が強い場合や、実親の主張が偏っている場合
 - ④相当期間音信がないなど、実親の関わりが薄い場合
 - ⑤実親の関わりが濃い場合や、短期受託の場合
- 2、今回の意見は養育里親を前提にしており、養育里親は実親の子育ての支援機関の一部であると位置付けて集約しています。

子どもの養育は人としての心を育てる大切な役割を負っています。実親と里親が共に生きるという図式を掲げつつも、躾には大人の対応が一本化していなければならないという矛盾した関係にもあります。

質問1 実親との関係で親権に由来する問題事案 (別紙事例を参照)

- ① 監護の領域の問題
- ② 実親との接点の問題
- ③ 18歳・解除後の問題
- ④ その他

質問2 実親と対立があった時、対応の現状について

・ 多くの場合、実親の意見が優先する形で終息しているのが現状です。実親との 直接やり取りする場合は少数で、多くは児童相談所が調整し決定しており、里親 の意見は参考程度に留まっています。

ただし、子どもが意思表明のできる場合は、子どもの意見も無視できないのが 現状と思われます。

- ・ 実親の存在がクローズアップするのは、措置解除に当たって意見にずれが生じた時です。子どもが意思表示のできる年頃の場合は、里親はこれまでの子育てや子どもの成熟度を信じて結果を待つのみです。引き取りや今後の生活を巡っては、子どもが的確な判断をする場合が多いようです。
- ・ 実親の存在が表面化するのは一時帰宅した時もその一つです。事例で指摘した 通り、生活スタイルの差異が目の前に展開します。親子は交流を通じて得るもの も多い筈ですので、子どもにプラスになる実のある交流を望む次第です。
- ・ 被虐待の知的障害児の解除には、運用の課題が残っており善処を求めたいと思います。(事例参照)

質問3 身上監護面で里親優先とする案、及び調整機関を設置する案について

- ・ 子どもの人格形成には、信頼関係をベースに養育者と子どもとの相克が不可欠であり、一本化された大人の養育体制が必要です。この課題に対しては、親権云々の前に現実を直視しなければならないと考えます。子どもと生活を共にしている者が中心とならなければ躾は中途半端になってしまいます。
- ・ 愛着関係を形成する大切な乳幼児期にあっては、揺れ動く若い実親と、子ども・ 里親の関係をどう位置付けるのか、悩ましい状況が続いています。
- ・ 調整機関の設置は必須要件と考えます。機能としては「養育者、養育期間、養育範囲」を実親と調整機関が話し合い、養育里親はその結果に基づいて養育を分担する構図を望みたいと思います。
- ・ 人間は感情もあり変化もするので、図式通り整理しきれない場合も多々あります。調整機関のその都度の判断と指導の下、里親は子育てを進めます。その枠の中で、現に養育に当たっている者が監護面で優先するとするのが現実的と考えます。
- 事例で述べるような高校生のアルバイトの承認などの一般化している行為については、監護の範疇に入れるのが現実的です。
- ・ ただし、学校選択、大きな治療行為、発達診断など子どもにとって将来を左右 するような課題は、調整機関の判断・指導の下になされるべきと考えます。

質問 4 未成年後見等があるに至るまでの間、里親が親権を行使することについて

- ・ 養子縁組の制度が一方にあるので、養育里親は親権を持つべきではなく、あくまでも公的機関の指示の下に子育てすべきであると考えます。
- ただし、明らかに養育する意思を持たない実親の場合、その子どもについては 里親の了解を前提に、里親が未成年後見人になる道は残すべきと考えます。
- ・ 未成年後見については、現行法で規定されている児童相談所長の申請権限を完全に果たすべきで、後見人の確保・経費負担等そのために必要とされる施策は早急に整えていくべきと考えます。
- ・ 私どもの考える未成年後見人の職務は、財産管理に留まらず形式的な面だけでもなく、親に代わって 20 歳まで関与する役目があると考えます。児童相談所長が当て職で就任するような形式的な性格のものではない筈です。
- このように、未成年後見人の選任が重要と考えますが、どうしても未成年後見人が見つからない子どもについては、里親ではなく児童相談所長が親権を行い、 里親は子どもの監護に責任を持つという役割分担がよいと考えます。

親権に由来した問題事例

全国里親会(平成22年7月20日)

1、監護の領域の問題

・ (就労の承諾) 高校2年でアルバイトをしようとしたら、実親(親権者)の同意書を提出するように言われた。この子どもは両親が死亡しており未成年後見人も付いていなかったので、里親がガソリンスタンドに出向いてお願いした。

小さな企業は細かいことは言わないが、大手の企業は契約書について 決まり通りに対処する傾向が強い。

- ・ 高校卒業で新聞配達の仕事に就くことになった。実父が大阪にいるので小遣いを溜めて、同意書・保証人の印をもらうために東京から大阪に出向いた。その時は良い返事だったが、結局同意書などは送られて来なかった。就職先に対して、特別に里親の印鑑・同意で済ませてもらった。
- ・ 盲学校を卒業して普通の会社に就職を決めたが、実父は「お前はマッサージの世界で生きろ」と主張し承諾書に捺印しなかった。学校の就職 担任が中に入り、担任が保証人になることで会社の了解を得た。卒業を 控え振り回された。
- ・ (契約関連) 携帯電話のことで話し合いをしている最中、里親に内緒で叔母が母親の印を使って契約した。通話料が多額になってしまい、 滞納のトラブルだけが住所の関係で里親宅に回されてきた。電話会社は、 料金滯納は里親の監護の範疇であると主張している。

更に、里親が契約の解除を電話会社に求めたところ、契約解除は本人・ 親権者となっており、里親からの解除は認められないと言われ、本人の家 出なども重なり通話停止になるまでの間、多額の通話料が累積していった。

- ・ 子どもも親の承諾があると、DVDなどのレンタルカードが作れるが、 里親の承諾では作ってもらえない。友達はレンタルカードでDVD等を 借りているのに、その仲間に入れない。里親の名前でカードを作ったが、 本人以外にはカードの利用を認めていないので、子どもはレンタルショ ップを活用できないでいる。
- ・ 自動車賠償保険で里子は家族待遇の扱いに入れてもらえない。
- ・ (予防接種など) 予防接種では実親の承諾書が求められる。
- 子どもの発達検査なども医療行為に当たるとの判断から、実親の承諾を求める例もある。児童相談所は、精神科関係の受診や判定には実親の承諾を前提にして慎重である。
- ・ (教育関連) 里親に教育の判断が認められたが、実際は実親の同意を

求めることになってしまう。特に特別支援教育の領域は実親の意見に基づいている。

- ・ 学校教育法では保護者の規定が「親権を行使する者、または未成年後 見人」となっており、地域によっては実親の承認を求める例がある。
- ・ (里子の出入国管理) パスポートは、親権者・法定代理人のいない里子 について、里親が手続きを進められるようになっている。実親がいる場合は その承諾がいる。
- ・ 海外への就学旅行時、実母と連絡を取るのに時間がかかり、学校への提出 日に間に合わず「何でこんな思いをしなければならないのか」と痛感した。
- 再婚などで実母の状況が変わり戸籍を児相に届けることを渋り、かなり時間がかかってしまった。

2、実親との接点の問題

- 実親と交流して里親の家に帰ってきた時、生活が乱れて元に戻すのに 苦労する。公的機関は親の人生観まで関与できないとの理由で、実親へ の交流時の生活指導を避ける傾向がある。
- 実親の子育ての条件が整っていないのに、引取りを強く主張したり、 不登校になったのは里親のやり方が悪かったからと里親の養育を批難する例がある。
- 特別養子縁組が適当と思われる子どもが、実親の同意を得る機会がないために、養育里親の元へ措置される例がある。親からの音信のないまま子どもは成長していく。
- 養育を里親に任せながら、子どもに事故があると実親は損害賠償を里 親に請求してくる例があった。
- ・ 養父からの虐待で保護、里親措置となる。養父は「自分でなければこの子は駄目になる。」等と主張をし、養護学校に出向き里親の子育てを非 難することもあった。
- ・ 養父から虐待され里親宅に措置。高校生 2 年の夏、養父は「夏休みは 自分が世話する。自分の働いている倉庫でアルバイトをさせたい。」と主 張し準備を進める。アルバイト賃金は養父の通帳に入れるように会社と 話しをしている。
- ・ 再婚して子どもと縁組、その後、離婚しても子どもとの縁組を解消しない。子どもの給与の振込先を養父が勝手に作り、従うように執拗に迫ってきた。子ども名義の口座を作っていたので、子どもは自己管理を押し通した。

3 18歳・解除後の問題

就労の承諾は親権者に求められる。実親が承諾の印鑑を捺さない場合や、

就労の内容に異議を挟む場合がある。

・解除後、多くの里子はアパートなどで生活を始める。不動産屋は 18 歳の 子どもと賃貸契約を出来ないという。大人が連帯保証人となることで済ま せる場合もあるが、大手の不動産屋は大人が契約者になることを求める。

(知的障害児の18歳)

- ・ 知的障害児は18歳で措置解除すると、障害者自立支援法の範疇に入り、 親元の市町村に戻って障害福祉の手続きを進める。虐待で親子分離した場 合も同様にするので、子どもは親管理下に入ってしまう。
- ・ そんな中、「厳しい躾が必要である。」などと言う封印されていた実親の 子育て観を持ち出す例がある。
- ・ 児童相談所のやり方が気に食わないと言って手続きに応じない実親が いる一方、手続きを進める気配のない親もいる。
- 明らかに子どもの収入を当てにしている実親や、生活保護の加算要員と するために受入れを表明する例がある。

その他

.

1、未成年後見事例

- ・ 幼児期に相次いで両親を亡くし保険金が子どもに残された。養護施設長が後見人に就き、その後里親委託となった。里親の元で使用した金額は矯正歯科 100 万円、高校を入り直した経費 70 万円であった。17 歳時に「バイクをアルバイト代から買いたい、自分で働いて得たお金なので自由にして何が悪い。」と言ってきた。里親には財産管理権がないので、後見人に判断してもらうようにと答えておく。数日後、本人が後見人の所に話しに行ったが、一喝されて帰ってきた。
- ・ 未就籍の外国人の子どもの委託を受けた。国籍取得の手続きを進めるため に、児相に勧められて里親が後見人となった。里親の熱意で、多くの困難を 乗り越えて出生国の国籍を取得した。その後、養子縁組に発展して行った。 未だ日本国籍は取得していないが、帰化の手続きが必要になると言われてい る。

2、欠格条項

児童福祉法 33 条「里親の欠格条件」に、被後見人や被保佐人と同居している家族は里親となれないと明記されている。養育里親が親と同居している場合、その親は相当高齢になっており、後見人を付けることにもあり得る。未成年後見制度は対象者を守るためにあり、同居家族の行動を制限するものではありません。後見制度の趣旨から逸脱していると思われる。

社会保障審議会児童部会児童虐待防止の ための親権の在り方に関する専門委員会 殿

財団法人全国里親会 会長 廣瀬 清蔵

児童福祉法における親権の制限に関する要望書

日頃より私ども里親へのご配慮を頂き感謝申し上げます。

養育里親の立場から、日頃感じていることをまとめてみました。私ども養育里親は、実親の存在を否定するものではなく、実親の養育力の回復を願いつつ、制限された親権の空白部分を補う機関の一つと考えております。

一方、子育てをしている中で、実親の了解が得られない時や実親の判断が得られない時に、子どもの戸惑いを目にし、親権制度の狭間の中で子育てのし難さも感じさせられております。親権を絶対的なものと位置付けるのではなく、子ども自身や現に養育に当たっている者の考え方が生活に反映されるように制度を整備して頂きたく思います。

衣食住の提供だけで子どもは育つというものではなく、子育ての真骨頂は心の養育にあります。それには一定期間、大人との関係を一本化する必要があり、大人と子どもの信頼関係の中で生まれます。そのような関係が成立する親権制度を望みます。

記

- 1、 実親のいない又は同等の環境下にある子ども(以下、「親のない子ども等」) に対しては、児童相談所長の未成年後見人申請を義務規定としてください。実施にあたっては、後見人の確保、経費の負担保障など広く使える制度としてください。
- 2、 監護の範囲を指示して頂ける制度を望みます。日常的な生活、例えばアルバイトの承認・携帯電話などの契約・予防接種の承諾・子ども名義口座の管理などは、現に養育に当たっている者が行使できるようにしてください。

将来に大きな影響を持つ事案については、公的機関の関与を条件とする制度としてください。

3、 親がいない子ども等で、18歳から20歳に至るまでの未成年期への支援策を整備してください。